

	御意見の概要	御意見に対する考え方	同意見数
1. 廃棄物処理業許可の特例に関するご意見			
1	各収集運搬業の許可を持たない業者が廃棄物の収集運搬を行うことで、適正かつ安全な収集運搬が担保されなくなるのではないか。	<p>廃棄物処理法上、廃棄物処理業の許可を必要としているのは、廃棄物の処理が生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があること等によるものであるため、業として廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査し、廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしております。</p> <p>今般の中間貯蔵に係る廃棄物については、福島県の復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等に責任を持つ国が、その適性について判断した上で事業者に委託を行うこと等により、適正処理が確実に担保されるものと考えており、上記制度趣旨を満足することを踏まえ、特例的措置を講ずるものです。</p> <p>特例省令では、国から委託を受け廃棄物の収集運搬を行う者について、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを考慮した上で、廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしており、市町村からの委託と同様に業の許可を不要としても、適正かつ安全な収集運搬が担保されるものと考えております。なお、一般廃棄物収集運搬業について、国からの再委託を受ける者については、今回の特例省令第2条第2号イ～ニに定める基準を満足する者であり、再委託まで行ったとしても、適正処理が確実に担保できるものと考えております。</p> <p>以上を踏まえ、当該特例省令により、廃棄物処理業許可を不要としても、適正な処理は担保できるものと考えております。その上で、同省令に基づき、国が責任を持って、中間貯蔵施設までの廃棄物の収集運搬について万全を期して取り組んでまいります。</p>	11
2	廃棄物処理業の許可を不要とすることにより、暴力団員等の反社会的勢力の参入を防ぐことができなくなるのではないか。		
3	中間貯蔵施設まで廃棄物を収集運搬する業者は、各収集運搬業の許可業者でないため、違反行為を行っても許可の取消しなどリスクを負わないため、規範意識が高まらず、問題を起こすことにつながると考えられ、許可業者に課せられた責任と公平性の観点からも法の下の平等に反するのではないか。		
4	放射性物質に汚染された廃棄物を十分な防衛装備もなく、知識もなく取り扱うことは、環境への影響、作業者への健康被害などの問題が起きる可能性があるのではないか。	<p>国から委託を受ける者(国から委託を受けた者からの委託を受ける者を含む。)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的基準(当該廃棄物を適正に行う技能・知識等を有していること、当該廃棄物の処理を適正かつ継続的に行う経理的基礎を有していること)</li> <li>・施設基準(適正な処理を行う施設を有していること)</li> <li>・欠格要件に該当しない適格な者であること</li> </ul> <p>などを十分に考慮した上で、国が責任をもってその適性について判断した上で委託を行うこととしております。</p>	
5	廃棄物処理業の許可不要の者については、どのように運搬車両を適正な廃棄物の運搬がなされていることについて管理するのか。	<p>積込場から中間貯蔵施設への運搬については、トラックへの積込みの際に、搭載する廃棄物の種類、放射能濃度等を把握し、事前に中間貯蔵施設へと搬入物の情報を共有すると共に、運搬中においては、トラック毎の位置及び当該トラックに搭載された廃棄物の情報を逐次把握するシステムを構築することとしており、廃棄物の収集運搬について適切に管理することが可能であると考えております。</p> <p>(参考)「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」(平成26年11月14日環境省策定)及び「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～H27年度実施計画(パイロット輸送)」(平成27年1月28日環境省策定)</p> <p>URL：  <a href="http://josen.env.go.jp/soil/interim_storage_facility_transportation_advisory_committee.html">http://josen.env.go.jp/soil/interim_storage_facility_transportation_advisory_committee.html</a>  (輸送基本計画:P14～、輸送実施計画:P40～等)</p>	
2. 産業廃棄物管理票の特例に関するご意見			
6	中間貯蔵に係る廃棄物にのみ、産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度の特例を設けることは、排出事業者の明確化・透明化や不法投棄の未然防止を目的とする同制度に反することとなるのではないか。	<p>積込場から中間貯蔵施設への運搬については、トラックへの積込みの際に、搭載する廃棄物の種類、放射能濃度等を把握し、事前に中間貯蔵施設へと搬入物の情報を共有すると共に、運搬中においては、トラック毎の位置及び当該トラックに搭載された廃棄物の情報を逐次把握するシステムを構築することとしており、廃棄物の収集運搬について適切に管理することが可能であり、産業廃棄物管理票制度の目的である適正処理の確保について、担保できると考えます。</p> <p>(参考)「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」(平成26年11月14日環境省策定)及び「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～H27年度実施計画(パイロット輸送)」(平成27年1月28日環境省策定)</p> <p>URL：  <a href="http://josen.env.go.jp/soil/interim_storage_facility_transportation_advisory_committee.html">http://josen.env.go.jp/soil/interim_storage_facility_transportation_advisory_committee.html</a>  (輸送基本計画:P14～、輸送実施計画:P40～等)</p> <p>また、中間貯蔵施設内に搬入された廃棄物については、国の責任の下、施設に受入れ後、廃棄物の処理に至るフローや処理担当者等についての一体的な管理をすることとなり、廃棄物の焼却等の中間処理について適切に管理することが可能であると考えております。</p>	2
7	マニフェストを不要とすることとなっているが、環境省がマニフェストの管理を行うこととなるのか。		